

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|------|---|-----------------------------|--|--|
| 1 | 募集要項 | 1 | 2.(4) 事業の概要 | 「当局が駐車場内に設置する乗車場」とあるが、運用期間中は貸付対象とならないと理解してよいか。 | 国が駐車場内に設置する乗車場は、工事及び運用期間中において貸付の対象とはなりません。 今回、駐車場営業者が整備及び借地する範囲は、募集要項の「別図1 事業実施計画図」に示したとおり、赤く網かけした範囲（約24,140㎡(うち身障者用駐車場用地約440㎡)）となります。 |
| 2 | 募集要項 | 6 | 9.(2)② 第2次審査（事業計画に関する事項） | 入場から30分無料が義務づけられているが、土地使用料算定（不動産鑑定）の際、何らかの考慮がなされるのか。 | 使用料算定の際、考慮は行いません（土地使用料には反映されません。）。 |
| 3 | 募集要項 | 7 | 10.(2) 営業者への条件 | 条件を付す場合とあるが、例えばどういうことか。 | 空港の管理・運営及び空港利用者の利便性向上のために必要な事項について、国から条件を付す場合があることを示しています。 |
| 4 | 募集要項 | 8 | 12.(1)① 本事業に関する要求水準 | 「本事業は通年営業とし、営業時間は駐車場利用者に配慮した時間帯に設定すること。なお、航空機の遅延等の場合は、営業時間の延長など適切に対応すること」とあるが、「駐車場利用者に配慮した時間帯」の考え方を教示願いたい。 | 駐車場利用者に配慮した営業時間は、応募者の提案事項となります。 これは、審査事項（ウ.利用者対応）であり、評価の対象となります。 |
| 5 | 募集要項 | 9 | 12.(2)② 施設整備 | 国が整備する乗車場ルーフの仕様を開示願いたい。 | 国が整備する乗車場ルーフの図面データが必要な者は、7月1日（水）12時までに次の申込先へ電子メール件名を「質問事項の図面送付依頼」として、法人名・法人住所・担当者名を明記の上、電子メールにて申し込んでください。メール返信等の方法でデータを提供します。 （申込先） 国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係 申込先アドレス：yaguma-m02d3@ocab.mlit.go.jp TEL：06-6949-62111（代表）内線5116 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|------|----|-------------------------------|---|---|
| 6 | 募集要項 | 9 | 12.(2)② 施設整備 | 駐車場入口は2カ所まで設けることができるとあるが、駐車場出口は1カ所で2レーンの設置は可能か。 | 出口に関しては、用地面積上1カ所2レーンの設置は可能です。 入口部も含め最終的な設置位置は、駐車場営業者が警察協議を経て決定していただくこととなります。 駐車場出入り口の設置箇所については、国が設置位置を想定し、構内道路排水設計を完了していることから、国の排水設計に影響を与えない範囲内で設置位置を検討していただくこととなります。 国が整備する排水設計の図面データが必要な者は、7月1日(水)12時までに次の申込先へ電子メール件名を「質問事項の図面送付依頼」として、法人名・法人住所・担当者名を明記の上、電子メールにて申し込んでください。メール返信等の方法でデータを提供します。 (申込先) 国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係 申込先アドレス：yaguma-m02d3@ocab.mlit.go.jp TEL：06-6949-62111（代表）内線5116 |
| 7 | 募集要項 | 9 | 12.(3)③ 本事業に関する 要求水準 | 駐車場の混雑時の対応として「臨時駐車場の設置」とあるが、この整備は国が行うものなのか。 | 募集要項の「別図1 事業実施計画図」に明記している「駐車場拡張用地」が臨時駐車場用地となります。 駐車場拡張用地は、車両が乗り入れられるよう国が簡易的な整備を実施することとしています。 なお、運営開始後、駐車場営業者が「駐車場拡張用地」を臨時駐車場として利用する場合は、追加で借地の上、運営していただくこととなります。 |
| 8 | 募集要項 | 9 | 12.(3)③ 運営及び維持管理 | 臨時駐車場の設置など、事前に当局と協議を行い、適切に対応することとあるが、臨時駐車場の用地はあるのか。 | 同上 |
| 9 | 募集要項 | 9 | 12.(4)② 料金設定 | 「身体障害者料金は、各料金が50%以下とし」とあるが、月極も含むすべての料金種別に適用されるのか。 | 駐車場営業者が運営中に設定する全ての料金に身体障害者料金を適用していただくこととなります。 |
| 10 | 募集要項 | 10 | 14.(2)① 国有財産法に基づき づく手続き | 留意事項では「国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は営業者の負担とする」とあるが、対象物としては国有地以外ではどんなものがあるのか。また、通常必要とする修繕費とは、どの程度の修繕までを指しているのか。 | 今回、左記の対象物となるのは、国有地（土地）のみです。 なお、参考ですが、修繕費が生じるケースとは、国が工作物を使用又は貸し付けた際に、その機能を維持保全するために修繕が必要な場合をいいます。 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|------|----|-------------------------|---|---|
| 11 | 募集要項 | 10 | 14.(1)③ 国有財産法に基づく手続き | 国有地等の使用料は平成20年度実績で約5,700万円とあるが、この金額は現空港駐車場の土地等使用料か、あるいは現駐車場の単価を基本とした新駐車場に想定される使用料のどちらでしょうか。 | 現空港駐車場の平成20年度の土地使用料額です。 |
| 12 | 募集要項 | 10 | 14.(1)③ 国有財産法に基づく手続き | 使用料の平成20年度実績について開示されているが、確定金額は別途定められている金額の開示を願いたい。 | 工事期間中の使用料及び駐車場供用開始時の使用料の金額は、それぞれについて不動産鑑定を行い算定する予定です。工事期間中の使用料については、本公募の事業者選定までに不動産鑑定を行う予定であり、また、供用開始時の使用料については、平成21年度末頃（平成22年3月）に不動産鑑定を行う予定です。そのため、現時点ではどちらの使用料も未定となっています。応募書類の作成にあたっては、平成20年度の使用料実績を参考に収支計画を作成願います。 |
| 13 | 募集要項 | 10 | 14.(1)⑤ 国有財産法に基づく手続き | 国有財産法による貸付契約に移行した場合、具体的な手続きと想定される諸条件（土地等担保金）をご教示いただきたい。 | 貸付契約に移行する場合は、行政処分である使用許可と異なり、賃貸借契約による手続きとなります。また、担保金（近傍での民間取引慣行に準じた額で貸付料6ヶ月分を想定）を徴することになります。※担保金は契約解除時に返還します。 |
| 14 | 募集要項 | 10 | 14.(1)⑤ 国有財産法に基づく手続き | 貸付契約に移行した際、提示される諸条件によっては、今般提出する事業計画と大きな差異を生じる可能性があると思料する。この場合には、事業計画の変更は可能か。 | 提示した諸条件に比べ、著しい条件変更が生じた場合は、事業計画の変更について速やかに国と協議することになります。 |
| 15 | 募集要項 | 10 | 14. 国有財産法に基づく手続き | 運営期間中（15年間）に空港を取り巻く状況変化に伴い、需要が減少した場合、土地を返還して規模を縮小することは可能か。 | 空港を取り巻く状況変化に伴い事業計画が著しく影響を受ける場合は、駐車場営業者と国が速やかに協議することとなります。土地を返還して規模を縮小することも協議対象となります。なお、土地を返還する場合は、原状回復が原則となります。 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|---------------------|----|-----------------------------|---|---|
| 16 | 募集要項 | 11 | 15.③ その他留意事項 | お客様の利便性の向上の為に、自販機等を設置することは可能か。 | 所要の駐車枠を確保した上で、駐車場内に利用者の利便施設を設置することは可能です。 なお、当該施設設置にあたっては、空港管理規則の規定に基づく申請を行い、国の承認を受ける必要があります。 |
| 17 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(8). ② 上下水道敷設負担金 | 「上下水道敷設負担金は、約30万円/年」とあるが、使用開始後に毎年課金されるという理解でよいのか。 | ご理解いただいているとおりです。 |
| 18 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(8). ② 上下水道敷設負担金 | 「上下水道の施設負担金は、約30万円/年」とあるが、整備期間時に負担金を請求されることはないという理解でよいのか。 | 駐車場整備期間中において、当該負担金は発生しません。 駐車場営業者の整備が完了し、当該施設の使用開始日から発生することとなります。 |
| 19 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(8). ② 上下水道敷設負担金 | 上下水道以外に、電気や電話の施設負担金は無いのか。 | 電話の施設負担金は発生しません。 なお、電力施設負担金については、電力容量等の確定後、四国電力と協議の上、決定されることとなります。 |
| 20 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(9).イ.① 施設整備計画 | 本事業に必要な施設整備の考え方について、現地説明会時に地面は国が整備するとの事であったが、具体的に説明いただきたい。 | 用地造成は国で実施します。 駐車場営業者は、募集要項の「別図1 事業実施計画図」に示したとおり、赤い網かけ箇所の施設整備（舗装含む）を行っていただきます。 |
| 21 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(9).イ.① 施設整備計画 | 移設配置計画を作成したいのですが、開示されている図面では、駐車枠を確定できないため、国整備部分も含めた検討図面をデータで開示いただきたい。 | 大阪航空局ホームページに募集要項の 「別図1 事業実施計画図」 「別図2 事業実施計画地標準断面図」 「別図4 雨水排水流域図」 「別図5 インフラ接続可能位置図」 のCADデータを追加公表します。 なお、CADデータの駐車枠は、国が参考作図したもので、無視していただいて結構です。 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|---------------------|---|------------------------|--|--|
| 22 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(9).イ.③ 施設整備計画 | 舗装構造について、別図2に示されている舗装構成図のとおり施工が必要条件となるのか。 | 募集要項の「別図2 事業実施計画地標準断面図」に示した舗装構成は参考として提示したものです。 従って、舗装構成については利用者利便を阻害しないことを前提に、駐車場営業者において決定していただくこととなりますが、国が整備する用地造成高、排水流末高等を十分考慮し検討していただく必要があります。 |
| 23 | 別冊3 提出書類 記載要領 | 3 | 第1.3.(9).イ. 施設整備計画 | 施設配置計画を策定するため、別図1として公表された事業実施計画図のCADデータをいただきたい。 | 大阪航空局ホームページに募集要項の 「別図1 事業実施計画図」 「別図2 事業実施計画地標準断面図」 「別図4 雨水排水流域図」 「別図5 インフラ接続可能位置図」 のCADデータを追加公表します。 なお、CADデータの駐車枠は、国が参考作図したものですので、無視していただいて結構です。 |
| 24 | 事業実施 計画図 | — | 別図1 | 駐車場中央部の乗車場が南北2箇所に分断されて配置されているが、北側の乗車場ルーフがない部分は、今回の国の整備はどこまで行うのか。 また、当該部分は借用の対象外と考えてよいか。 | 北側乗車場については、供用開始時点に国が中央緑地帯として整備を行います。将来需要が伸び、南側乗車場1カ所での対応が困難となった場合に、南側と同様に国が整備を行うため、借用の対象外となります。 |
| 25 | 事業実施 計画図 | — | 別図1 | 駐車場入口、出口の設置可能範囲が示されているが、設計時の警察との協議は別途営業者により行う必要があるか。 | 駐車場出入り口の設置個所については、国が設置位置を想定し構内道路排水設計を完了していることから、この排水設計に影響を与えない範囲内で設置個所を検討していただくこととなります。 なお、出入り口設置位置に関しては、駐車場営業者が警察協議を経て決定することとなります。 国が整備する排水設計の図面データが必要な者は、7月1日(水)12時までに次の申込先へ電子メール件名を「質問事項の図面送付依頼」として、法人名・法人住所・担当者名を明記の上、電子メールにて申し込んでください。メール返信等の方法でデータを提供します。 (申込先) 国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係 申込先アドレス：yaguma-m02d3@ocab.mlit.go.jp TEL：06-6949-62111（代表）内線5116 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|--------------|---|-----|--|---|
| 26 | 事業実施計画地標準断面図 | — | 別図2 | 国により駐車場と構内道路の間にマウンドが整備される断面となっているが、植栽、柵等で車両の通り抜けができないものと考えてよいか。 また、駐車場拡張用地と構内道路の間も同様の構造となっていると考えてよいか。 | 国が整備するマウンド部については、景観設計上の観点から、植栽（横断防止策はなし）することとしているため、車両の通り抜けはできません。 また、駐車場拡張用地と構内道路の間も同様です。 |
| 27 | CBR試験参考資料 | — | 別図3 | 駐車場用地内の土質試験未了とあるが、別途試験結果の提供があるものと考えてよいか。 | 土質試験は、国では実施しません。 よって、事業実施に必要であれば、駐車場営業者側で実施することとなります。 |
| 28 | CBR試験参考資料 | — | 別図3 | 別図2に舗装断面構成が示されているが、これは与条件か、それとも参考として示しているものか。 | 募集要項の「別図2 事業実施計画地標準断面図」に示した舗装構成は、参考として提示したものです。 従って、舗装構成については、利用者利便性を阻害しないことを前提に、駐車場営業者において決定していただくこととなります。 |
| 29 | 雨水排水流域図 | — | 別図4 | 赤で表示されている排水管、柵は、国が整備する施設と考えてよいか。 | 国が整備する排水設計の図面データが必要な者は、7月1日(水)12時までに次の申込先へ電子メールの件名を「質問事項の図面送付依頼」として、法人名・法人住所・担当者名を明記の上、電子メールにて申し込んでください。メール返信等の方法でデータを提供します。 (申込先) 国土交通省 大阪航空局 空港部 管理課 業務係 申込先アドレス：yaguma-m02d3@ocab.mlit.go.jp TEL：06-6949-62111（代表）内線5116 |
| 30 | その他 | — | — | 提案書の施設配置計画図等の作成のために、国の所有している電子データ（CADデータ）の提供は可能か。 | 大阪航空局ホームページに募集要項の 「別図1 事業実施計画図」 「別図2 事業実施計画地標準断面図」 「別図4 雨水排水流域図」 「別図5 インフラ接続可能位置図」 のCADデータを追加公表します。 なお、CADデータの駐車枠は、国が参考作図したものですので、無視していただいて結構です。 |

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に係る質問及び回答

| NO | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|----|-----|---|-----|---|---|
| 31 | その他 | — | — | 国において、駐車場入口を標示する道路案内標識を設置する計画があるか。 | ターミナル地域構内道路における案内表示板については、駐車場案内も含め国で整備することとしています。 なお、国が整備する案内表示板の仕様、設置位置等については今後設計を行うこととしています。 |
| 32 | その他 | — | — | 乗車場に接する接車帯部については、駐車場営業者が整備することとなっているが、停車枠はどのような仕様とすべきか。 | 接車帯部の標識については、利用者の混乱を招かないためにも舗装上への停車枠は必須と考えております。 具体的な路面標識としては、接車帯の範囲を示す枠線（L=35m、W=2.5m）を設置し、維持管理も含めて駐車場営業者に実施していただきます。 また、応募書類の作成にあたっては、乗車場への車両動線等を十分考慮の上、駐車枠の配置等を提案していただきます。 |
| 33 | その他 | — | — | 駐車場営業者が駐車場拡張用地を整備するのは、どういふ場合が考えられるか。 | 年間満車日数が45日（累計）を超える場合など、駐車場利用者の利便性を著しく低下させる状況になった場合は、駐車場営業者が駐車場拡張用地の施設整備をはかることを前提に、速やかに国と協議することとしています。 |